平成２５年（フ）第５０２６号
東京都練馬区富士見台４丁目34―７
破産者　島田　　聡
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０２７号
東京都練馬区富士見台４丁目34―７
破産者　島田　美佐
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６１号
東京都港区南青山５―10―６　テラアシオス表参道９Ｆ
破産者　株式会社プリーモ
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６２号
東京都杉並区上荻１丁目24―22―101
破産者　田口　　学
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０４３号
埼玉県草加市瀬崎２丁目40―18―105、開始決定時の住所埼玉県草加市瀬崎３丁目36―26―106
破産者　佐藤　　茂
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７３６９号
千葉県鎌ケ谷市北初富10―５―101、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市道野辺本町２丁目26―１―318
破産者　福田　　豊
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５９８号
東京都目黒区上目黒４―30―２　ユースフル祐天寺ＮＯ２―301、住民票上の住所東京都世田谷区下馬１丁目38―13
破産者　織茂　陽光
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４９９号
静岡県賀茂郡河津町梨本471番地の１
破産者　有限会社河鹿庵
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７９号
東京都中央区銀座６丁目12番10号　旭ビル６階
破産者　医療法人社団坂田会
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６８０号
東京都港区東新橋１丁目10―２―1305
破産者　坂田　義生
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７９５号
埼玉県八潮市緑町１丁目34番地25、商業登記簿上の本店所在地埼玉県八潮市緑町４丁目24番地14
破産者　株式会社直
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８１５号
東京都板橋区小茂根３丁目６番18号　パークハイム小竹向原111号
破産者　株式会社ケー・ヤマグチ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８１６号
東京都板橋区東山町35―10　稲澤方
破産者　山口　清忠
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３２号
東京都府中市西府町３丁目29番地の15南風荘203
破産者　有限会社岩澤
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８３３号
東京都府中市栄町１丁目５―４　第１栄町レジデンス201
破産者　岩澤　正美
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５６号
東京都江戸川区松本２丁目34番14号
破産者　株式会社菅野鉄筋工作所
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５７号
東京都江戸川区松本２丁目34―14
破産者　永井　　実
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８５８号
東京都江戸川区松本２丁目34―14
破産者　永井　　恵
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７３号
東京都中央区日本橋茅場町２丁目13番８号
破産者　合同会社サナギファインアーツ
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８７４号
千葉県市川市菅野１丁目27―10
破産者　三木　弘子
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８８３号
東京都荒川区西尾久８丁目30番１―217号
破産者　有限会社ダイナマイト
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部